

ご注意ください



# 月末の車両変更について

ETCコーポレートカードの車両変更は「月単位」です!!!

月末の受付は

午後3時まで



とさせていただきます。

車両変更された「月」に届出の提出をお願いいたします。

\*\*\*変更の手続をせずご利用されると「利用違反」となり割引が受けられません\*\*\*

車両変更の手続

\*届出事項変更届

\*新しい車の車検証

\*車載器のセットアップ証明書

を事務局までお送りください。



新車両のカードが出来るまで  
旧車両のカードをご使用ください。



協同組合ビジネス交流センター

TEL 082-248-3466 FAX 0120-437-919